

中小企業退職金共済法施行令・  
中小企業退職金共済法施行規則等改正関係資料

平成 26 年 12 月 16 日

## 独立行政法人改革に関する中小企業退職金共済制度の見直しについて

労働政策審議会勤労者生活分科会  
中小企業退職金共済部会

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「平成 25 年閣議決定」という。）等を踏まえ、中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という。）を運営する独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）における資産運用に係るリスク管理体制の整備及び事務の効率化を図るため、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

### 記

#### 1. 資産運用に係るリスク管理体制の整備

##### (1) 資産運用委員会の設置

- 中退共において、かつて多額の累積欠損金が生じる状況があったことを踏まえ、機構の資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備することが、平成 25 年閣議決定において求められた。
- このため、経済・金融の有識者その他学識経験を有する者から厚生労働大臣が任命する委員により構成される資産運用委員会を設置し、資産運用の重要事項に関して審議を行うほか、機構の資産運用業務を監視する等の業務を行うこととする。  
なお、当該委員に機構の資産運用業務の利害関係者が就任するなど当該委員会の公正性に疑念を持たれることのないよう、必要な措置を講じることとする。
- この資産運用委員会の運営を含め、機構の資産運用については、中退共の制度趣旨を十分に踏まえた上で、掛金を拠出している事業主や退職金を受給する労働者といった制度利用者の意向が反映される形で、安全かつ効率的に行うことが求められる。

##### (2) 合同運用の実施

- これまでは、機構は、一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般の中退共」という。）及び各特定業種退職金共済制度（以下「特定業種」

という。) それぞれにおいて資産運用を行ってきているが、今般の財政検証において、林業退職金共済制度の安定的運営のための改善策として、委託運用の部分について一般の中退共と特定業種との合同運用を行うことが適当とされた。

- このため、一般の中退共と特定業種の間において資産を合同で運用できることとし、その実施にあたっては、合同運用を行うための勘定を設けるとともに、合同運用によって生じた利益・損失は当該勘定から合同運用を実施する各共済制度の勘定へ適切に配分されるよう、必要な措置を講じることとする。

## **2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務の効率化**

### (1) 制度間通算における全額移換の実施

- 現行では、被共済者が一般の中退共と特定業種との間等を移動し、移動前の制度における退職金を移動後の制度に通算する場合、通算できる金額に上限があるところ、通算制度を利用する被共済者の利便性の向上及び将来に支給される退職金の充実を図るため、全額を移動後の制度に通算できることとする。

### (2) 特定退職金共済事業からの資産移換

- 特定退職金共済事業（以下「特退共」という。）を実施している団体の中には、厳しい運営状況となっているものが一部存在していることを踏まえ、特退共に参加している企業における退職金制度の存続を図る観点から、特退共を廃止する団体から、機構が直接資産を引き受けられることとする。

- なお、中退共への円滑な移行を実現するため、事業主が支払う掛金月額について、中退共に参加したときから3年間に限り、特退共を廃止した時点の当該被共済者に係る掛金（2,000円が下限）以上の掛金とすることを認めることとする。

### (3) 確定拠出年金（企業型）への資産移換

- 共済契約者が中小企業者でなくなったことを理由として中退共の退職金共済契約が解除された場合、その企業における退職金制度を実質的に存続させるため、確定給付企業年金等への資産移換ができることとされているが、現在、確定拠出年金（企業型）が中小企業においても普及が進んできていることを踏まえ、中退共から確定拠出年金（企業型）へ資産移換ができることとする。

(4) 企業間通算の申出期間の延長

- 従業員が中退共の加入事業所間を転職した場合等においては、退職後2年以内に通算を申し出ればその前後の退職金を通算することができるが、通算制度を利用する被共済者の利便性の向上及び将来に支給される退職金の充実を図るため、その期間を3年まで延長することとする。

(5) 未請求退職金発生防止対策の強化

- 未請求退職金の発生防止対策の強化の一環として、既に退職している者に対して中退共の退職金を確実に支払うため、機構が、必要に応じて住基ネットを活用できるようにする等の措置を講じることとする。

(6) 退職金の不支給期間の短縮

- 特定業種における退職金の不支給期間は現在24月未満となっているが、今般の財政検証の結果を踏まえ、建設業退職金共済制度における不支給期間を、一般の中退共と同じ12月未満とすることができるよう、必要な措置を講じることとする。

### 3. 施行時期

- 1(2)及び2の施行時期については、「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)を踏まえ、平成28年4月とすることが適当である。
- ただし、1(1)については、平成28年度以降の資産運用の基本方針について議論を行う必要があるため、平成27年10月を目途に施行することが適当である。

以 上

# 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案要綱 について（諮問）



厚生労働省発基0213第2号

平成27年2月13日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱（中小企業退職金共済法の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱

(中小企業退職金共済法の一部改正関係)

第一 中小企業退職金共済法の一部改正

一 共済契約者が中小企業者でない事業主となったときの取扱い

独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、中小企業者でない事業主となったとして退職金共済契約を解除された共済契約者が、確定拠出年金法に規定する企業型年金であつて厚生労働省令で定める要件を備えているものの実施の通知をし、一定の期間内に当該解除された退職金共済契約の被共済者の同意を得て、解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額を、確定拠出年金法に規定する資産管理機関に引き渡すものとする。

二 退職金等の支給に係る情報の提供

機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、

退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならないものとする。

### 三 掛金納付月数の通算制度の拡充

1 被共済者の退職前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる申出に係る期間を、現行の被共済者が退職した後二年以内であることから三年以内であることに延長すること。

2 機構は、特定業種退職金共済制度間又は特定業種退職金共済制度と一般の中小企業退職金共済制度との間を移動した被共済者が掛金納付月数の通算を申し出た場合等は、当該被共済者に支給すべき退職金に相当する額の全額を、移動後の制度に係る勘定へ繰り入れなければならないものとする。

### 四 退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等

1 退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるものと退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該事業主が申出をしたときは、機構は、当該団体との契約で定めるところによって、当該事業主が退職金共済に関する契約に基づき当該団体に納付した掛金の総額等の範囲内の金額を受け入れるものとする。

2 機構が、1の受入れをした場合において、当該受け入れた金額のうち政令で定める額については、

政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。

#### 五 特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件の緩和

特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件である掛金納付期間を、現行の特定業種掛金納付月数が二十四月以上であることから十二月以上であることに短縮すること。

#### 六 資産運用委員会の設置等

1 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置くものとする。

2 余裕金の運用に関する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならないこととする。ととも、資産運用委員会の権限及び組織について所要の規定を設けること。

3 資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命することとする。ととも、欠格要件等について所要の規定を設けること。

#### 七 業務上の余裕金の合同運用の実施

機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができるものとする。

## 八 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 附則

### 一 施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日から施行すること。ただし、第一の六及び八の一部については、平成二十七年十月一日から施行すること。

### 二 退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等に関する経過措置

退職金共済事業を廃止した団体と退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、施行日以後に退職金共済契約を締結し、第一の四の1の申出をした場合に、当該退職金共済に関する契約に係る掛金の月額が五千円未満であったときには、当該退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して三年を経過する日の属する月までの間は、掛金月額は、二千円以上五千円未満の額とすることができるものと

すること。

三 その他

その他所要の経過措置を規定するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

平成 26 年 12 月 3 日

特定業種退職金共済制度における  
退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について（抄）

労働政策審議会勤労者生活分科会  
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 85 条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直しについて、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

**1. 建設業退職金共済制度**

- (1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の累積剰余金は、前回の財政検証時（平成 21 年）の水準（約 351 億円）と比較して約 868 億円まで大きく増加しており、今後も増加することが見込まれている。
- (2) 前回の財政検証の際の議論も踏まえ、累積剰余金について、悲観シナリオにおいても安定的な運営に必要な水準を確実に確保した上で、従業員に還元されるよう、予定運用利回りを現行の 2.7%から 3.0%に引き上げることが適当である。

※ 退職金算出の複雑化、事務負担の増加等を勘案し、前回の利回り引下げを行った平成 15 年 10 月以降の期間に対しても、施行日以降の退職者については新しい利回りの適用対象として引き上げることが適当。

- (3) また、建設業の技能労働者の確保が課題となる中で短期離職者対策の強化が求められており、建退共における掛金の平均納付月数や財政状況等を考慮すると、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に即して、建退共における退職金の不支給期間を、現行の 24 月未満から 12 月未満に短縮するための中小企業退職金共済法の改正を行うことが適当である。

- (4) なお、これらの改正に当たっては、予定運用利回りの引上げに不支給期間の短縮分も含めることが適当であり、その実施は不支給期間短縮に係る中小企業退職金共済法の改正を踏まえて、平成28年4月を目途に併せて行うことが適当である。

## 2. 清酒製造業退職金共済制度

(略)

## 3. 林業退職金共済制度

(略)

以 上

建設業退職金共済制度における  
中小企業退職金共済法施行令改正後の退職金額比較表

		改定後(案)	現行
予定運用利回り		3.0%	2.7%
掛金日額		310 円	310 円
掛金月額 (1ヵ月21日)		6,510 円	6,510 円
納付月数	12月 (1年)	23,436 円	—
	13月	27,342 円	—
	14月	31,248 円	—
	15月	35,154 円	—
	16月	39,060 円	—
	17月	43,617 円	—
	18月	48,174 円	—
	19月	53,382 円	—
	20月	58,590 円	—
	21月	64,449 円	—
	22月	70,308 円	—
	23月	76,167 円	—
	24月 (2年)	156,240 円	156,240 円
	60月 (5年)	410,781 円	408,177 円
	120月 (10年)	945,903 円	936,789 円
	180月 (15年)	1,572,816 円	1,548,078 円
	240月 (20年)	2,256,366 円	2,205,588 円
300月 (25年)	3,029,754 円	2,927,547 円	
360月 (30年)	3,902,745 円	3,717,861 円	

資産運用委員会 委員名簿  
(平成 27 年 11 月 13 日現在)

○	うす き まさ はる 白 杵 政 治	名古屋市立大学経済学研究科教授
	え がわ まさ こ 江 川 雅 子	一橋大学大学院商学研究科教授
	すえ なが みつ お 末 永 光 男	元労働金庫連合会常務理事
	とく しま かつ ゆき 徳 島 勝 幸	(株)ニッセイ基礎研究所 金融研究部 年金総合リサーチセンター年金研究部長
◎	むら かみ まさ と 村 上 正 人	(株)みずほ年金研究所理事長

◎委員長

○委員長代理

(五十音順、敬称略)

資産運用委員略歴

うすき まさはる  
○臼杵 政治

昭和56年 4月 (株)日本長期信用銀行  
平成 6年 4月 (株)長銀総合研究所出向  
10年10月 (株)ニッセイ基礎研究所(金融研究部門)  
23年 4月 名古屋市立大学経済学研究科教授

えがわ まさこ  
○江川 雅子

昭和61年 9月 ソロモン・ブラザーズ・インク ニューヨーク本店  
平成 5年12月 S. G. ウォーバーグ証券会社  
13年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長  
21年 4月 国立大学法人東京大学理事(平成27年3月まで)  
27年 9月 一橋大学大学院商学研究科教授

すえなが みつお  
○末永 光男

昭和47年 9月 社団法人全国労働金庫協会 入会  
平成10年 4月 労働金庫連合会資金証券部長  
13年 3月 労働金庫連合会企画部長  
16年 6月 労働金庫連合会常務理事(平成24年5月まで)

とくしま かつゆき  
○徳島 勝幸

昭和61年 4月 日本生命保険相互会社 入社  
平成16年 3月 ニッセイアセットマネジメント(株)  
20年 3月 (株)ニッセイ基礎研究所  
23年 4月 (株)ニッセイ基礎研究所年金研究部長

むらかみ まさと  
○村上 正人

昭和54年 4月 安田信託銀行(株)入社  
平成14年 5月 みずほ信託銀行(株)運用企画部長  
18年 6月 みずほ信託銀行(株)執行役員運用企画部長  
19年 4月 (株)みずほ年金研究所専務理事  
26年10月 (株)みずほ年金研究所理事長

(五十音順・敬称略)

資産運用委員会の開催状況  
(開催日時及び主な議題)

第1回 平成27年11月13日(金)

- 委員長の選任
- 委員会議事録作成及び公表要領策定
- 平成27年4月～9月の運用実績報告

第2回 平成27年12月8日(火)

- 基本ポートフォリオの検証等(中退共、建退共、清退共)
- 中退共と林退共の合同運用等

第3回 平成28年2月8日(月)

- 平成27年4月～12月の運用実績報告
- 中退共と林退共の合同運用等

等

## 付加退職金関係資料

平成26年3月11日

一般の中小企業退職金共済制度における  
今後の付加退職金の取扱いについて

労働政策審議会  
勤労者生活分科会  
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度において、累積欠損金が平成24年度に解消した中で、今後の付加退職金の取扱いについて検討を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。
- 2 こうした中、一般中退における累積欠損金は解消したものの、過去には多額の累積欠損金が存在したところである。  
累積欠損金が存在すれば、制度の財政的安定性という観点から、制度の信頼性を損ね、ひいては、加入者の減少を招くおそれもあり、今後の一般中退の運営に当たっては、累積欠損金の発生を防止するための取組が求められる。  
また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人勤労者退職金共済機構は金融業務を行う法人として位置付けられるとともに、累積欠損金が生じないように、実効性あるリスク管理体制の整備等が求められていることにも留意する必要がある。

- 3 一方で、これまで一般中退においては、累積欠損金の計画的かつ早期の解消が重要な課題であったことを踏まえた対応を行ってきたところであるが、累積欠損金が解消した中で、一般中退において一定の利益が生じた場合には、累積欠損金の防止に向けた取組を行いつつ、付加退職金の支給を行うことも求められる。
- 4 以上を踏まえ、今後、一般中退における付加退職金の取扱いは以下のとおり行うことを基本とすることが適当である。
- (1) 今後、累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、過去の実績を踏まえ、平成29年度までを目途に剰余金として3,500億円<sup>(※)</sup>を積み立てることとし、毎年度の目標額（以下「単年度目標額」という。）は600億円とする。
  - (2) (1)を前提に、各年度で生じた利益の処理に係る基本的な取扱いは、次のとおりとする。
    - ① 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を下回るときは、まず、当該利益の見込額のうち、単年度目標額に相当する額を控除し、残額を付加退職金に充てる。
    - ② 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。
  - (3) (1)及び(2)の取扱いについては、今後の剰余金の積立状況、資産運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討する。

(※) 平成19・20年度における金融情勢の急激な悪化による欠損金の発生を踏まえ、同様の金融情勢の想定の下で算定される累積欠損が発生しない剰余金の水準（責任準備金比9%）を、平成29年度末時点の責任準備金推定値（3兆9,000億円）に乗じたもの。

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込み)
収入					
掛金収入等	5,631	6,309	6,318	6,559	3,703
運用収入等	4,909	3,612	3,634	3,671	3,726
その他	662	2,596	2,629	2,837	△ 81
	60	101	55	51	57
支出					
退職金支出等	5,315	4,029	4,711	4,903	4,177
責任準備金等の増	3,797	3,820	3,662	3,555	3,590
運用費用等	1,466	159	1,002	1,298	529
その他	6	5	4	4	3
	46	45	43	45	56
当期損益金	316	2,279	1,606	1,656	△ 475
累積欠損金/累積剰余金	△ 1,741	539	2,145	3,801	3,326

(注) 平成27年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

## 平成27年度収支の見込みの算定について

### 1. 掛金収入、退職金支出等

平成27年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～平成28年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

### 2. 責任準備金額

1の推計結果から平成28年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

### 3. 運用収入

#### (1) 自家運用

平成27年12月末時点で保有している資産及び平成28年1月～3月に購入予定の資産について、平成28年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

#### (2) 委託運用

平成28年1月末時点の時価額を用いた。(平成28年2月及び3月の収益率はゼロとした。)

一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 ( 累 積 欠 損 金 )
平成 3 年度	6.60% <u>5.50% (4月~)</u>	5.86%	436億円	488億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5.86%	△238億円	250億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5.46%	△250億円	△ 0億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4.78%	△427億円	△ 427億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4.55%	△516億円	△ 943億円
平成 8 年度	<u>4.50% (4月~)</u>	3.84%	△196億円	△1,139億円
平成 9 年度	4.50%	3.53%	△296億円	△1,435億円
平成10年度	4.50%	3.23%	△396億円	△1,831億円
平成11年度	<u>3.00% (4月~)</u>	3.08%	9億円	△1,822億円
平成12年度	3.00%	2.33%	△207億円	△2,029億円
平成13年度	3.00%	1.77%	△372億円	△2,401億円
平成14年度	<u>1.00% (11月~)</u>	1.60%	△170億円	△2,571億円
平成15年度 前 期	1.00%	1.68%	103億円	△2,468億円
平成15年度 後 期	1.00%	5.37%	545億円	△2,684億円
平成16年度	1.00%	2.84%	401億円	△2,283億円
平成17年度	1.00%	8.34%	1,417億円	△ 867億円
平成18年度	1.00%	2.81%	715億円	△ 151億円
平成19年度	1.00%	△2.95%	△1,413億円	△1,564億円
平成20年度	1.00%	△4.88%	△1,929億円	△3,493億円
平成21年度	1.00%	5.67%	1,536億円	△1,956億円
平成22年度	1.00%	0.30%	△101億円	△2,057億円
平成23年度	1.00%	1.80%	316億円	△1,741億円
平成24年度	1.00%	6.89%	2,279億円	539億円
平成25年度	1.00%	6.55%	1,606億円	2,145億円
平成26年度	1.00%	6.61%	1,656億円	3,801億円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

・平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。

・平成7年法改正以降は、新法施行日前も含めて新たな予定運用利回りを適用。

予定運用利回り変更（3.0%→1.0%）後の付加退職金の  
支給率・支給額の状況

年 度	支 給 率	支 給 額（億円）
平成15年度	0	0
平成16年度	0.00233	72
平成17年度	0.00602	188
平成18年度	0.0214	692
平成19年度	0	0
平成20年度	0	0
平成21年度	0	0
平成22年度	0	0
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0.0182	684
平成27年度	0.0216	823

※ 支給額とは前年度の運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額のことである。

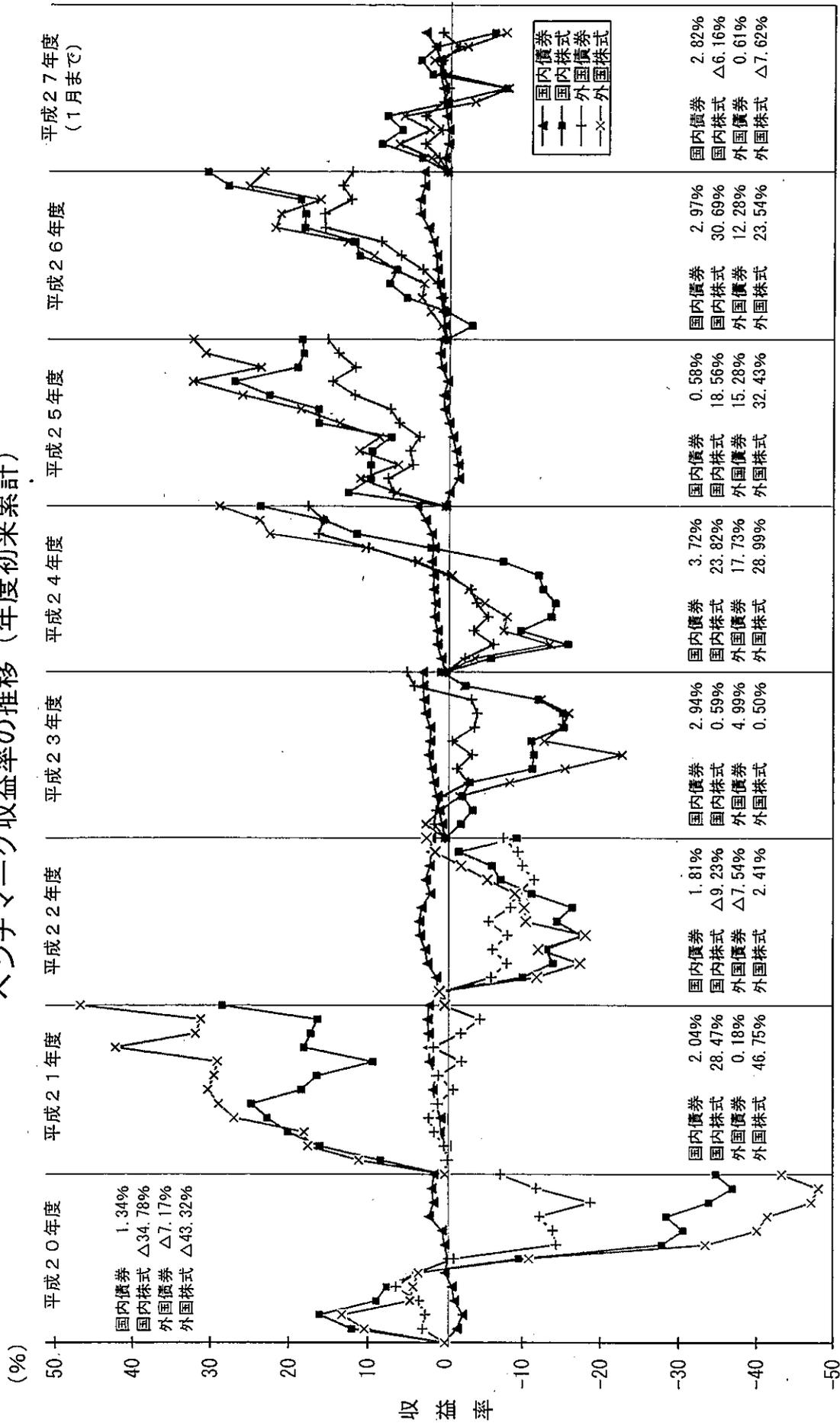
## 主な経済指標

## 主な経済指標

年度・月末	日経平均 (円)	10年国債※ (年%)	円/ドル (円)	円/ユーロ (円)	ベンチマークで用いている指標			
					NOMURA-BPI 総合	TOPIX	シティグループ 世界国債インデックス	MSCI-KOKUSA1
H13.3	13,000	1.275	126.20	110.72	283.83	1,407.73	202.86	1,110.31
H14.3	11,025	1.400	132.74	115.68	286.52	1,179.41	219.98	1,154.10
H15.3	7,973	0.700	117.93	128.85	298.74	886.77	254.02	780.70
H16.3	11,715	1.435	104.26	128.41	293.53	1,340.15	254.41	973.52
H17.3	11,669	1.320	107.09	138.84	299.67	1,359.22	283.20	1,126.39
H18.3	17,060	1.770	117.66	142.56	295.48	2,009.57	305.09	1,447.61
H19.3	17,288	1.650	117.78	157.30	301.89	2,015.42	336.32	1,706.06
H20.3	12,526	1.275	99.90	157.55	312.05	1,450.00	338.08	1,419.47
H21.3	8,110	1.340	98.81	130.88	316.24	945.72	313.82	804.54
H22.3	11,090	1.395	93.46	126.27	322.69	1,214.95	314.39	1,180.68
H23.3	9,755	1.255	83.15	117.77	328.52	1,102.75	290.67	1,209.12
H24.3	10,084	0.985	82.79	110.47	338.18	1,109.28	305.17	1,215.12
H25.3	12,398	0.560	94.19	120.73	350.76	1,373.53	359.29	1,567.39
H26.3	14,828	0.640	103.19	142.09	352.80	1,628.52	414.20	2,075.72
4	14,304	0.615	102.24	141.77	353.31	1,573.78	415.51	2,087.77
5	14,632	0.570	101.78	138.73	354.39	1,626.62	414.82	2,118.83
6	15,162	0.560	101.30	138.69	355.41	1,712.30	416.40	2,142.07
7	15,621	0.530	102.79	137.62	356.01	1,748.81	419.26	2,136.02
8	15,425	0.490	104.05	136.64	357.15	1,733.76	427.00	2,215.07
9	16,174	0.520	109.64	138.49	357.41	1,811.98	438.88	2,272.14
10	16,414	0.455	112.30	140.64	359.08	1,822.08	449.38	2,341.76
11	17,460	0.415	118.61	147.67	361.19	1,926.93	479.31	2,533.88
12	17,451	0.320	119.68	144.78	364.96	1,925.54	479.78	2,519.16
H27.1	17,674	0.280	117.44	132.54	365.07	1,935.98	465.44	2,415.12
2	18,798	0.335	119.51	133.77	363.04	2,085.33	470.09	2,602.74
3	19,207	0.395	120.12	128.89	363.28	2,128.30	465.07	2,564.27
4	19,520	0.325	119.34	133.92	364.50	2,196.84	469.90	2,617.38
5	20,563	0.390	124.11	136.36	362.77	2,308.46	478.34	2,723.51
6	20,236	0.450	122.49	136.39	362.54	2,252.53	468.17	2,622.67
7	20,585	0.405	123.92	136.15	363.58	2,292.89	478.13	2,707.52
8	18,890	0.375	121.22	135.90	364.20	2,124.21	467.34	2,472.18
9	17,388	0.345	119.84	133.93	365.24	1,964.62	464.31	2,361.43
10	19,083	0.295	120.61	132.73	366.65	2,169.38	467.99	2,563.83
11	19,747	0.300	123.08	130.01	366.58	2,200.15	468.22	2,608.80
12	19,034	0.265	120.30	130.65	368.88	2,157.78	458.05	2,496.87
H28.1	17,518	0.095	121.03	131.12	373.52	1,997.22	467.93	2,368.78

※「10年国債」に関しては、日本銀行「金融経済統計月報」より「長期国債(10年)新発債流通利回」を掲載。

# ベンチマーク収益率の推移 (年度初来累計)



(注) 使用しているベンチマークは以下のとおり。

国内債券：NOMURA-BPI 総合

国内株式：TOPIX (配当込み)

外国債券：シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

外国株式：MSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

## ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことであり、市場の動きを代表する指数を使用している。

### 【国内債券】

#### ONOMURA-BPI 総合

野村証券金融経済研究所が作成・発表している国内債券市場のベンチマーク。国内債券のベンチマークとしては代表的なものである。

### 【国内株式】

#### OTOPIX (配当込み)

東証一部上場全銘柄の株価を株式数で加重平均して算出したもの。国内株式市場の代表的なベンチマークである。

### 【外国債券】

#### ○シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

日興シティグループ証券株式会社が作成・発表している世界国債のベンチマーク。時価総額につき一定基準を満たす国の国債について、投資収益率を指数化したもの。国際債券投資の代表的なベンチマークのひとつである。

### 【外国株式】

#### OMSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している日本を除く先進国で構成された世界株指数。対象国の包括性、切り口の多様性等の点で国際株式投資のベンチマークとしては代表的な存在である。

## 参照条文

## 参照条文

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）による改正後

### （目的）

第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的とする。

### （定義）

第二条 この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主（国、地方公共団体その他厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。

一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主（次号から第四号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む事業主を除く。）

二 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの

三 サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

257（略）

### （退職金）

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）

二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額  
イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十二月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 前項第一号、第二号及び第三号イの政令で定める額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率

並びに被共済者の退職の見込数及び退職金共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。

4 第二項第三号口の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号口に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5 被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めるときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

#### (解約手当金等)

第十六条 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。

2 第八条第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 第十条第一項ただし書の規定は解約手当金について、同条第二項の規定は解約手当金の額について準用する。

4 機構は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合又はその掛金につき第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）の実施の通知をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理機関等、確定拠出年金法第二条第七項第一号に規定する資産管理機関その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

#### 2・3 (略)

(退職金等の支給に係る情報の提供)

第十七条の二 機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない。

(掛金納付月数の通算)

第十八条 被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者（当該請求をしたと

した場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場合において、退職金等の額の算定に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結していたものに限る。)が、その雇用する従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該廃止団体が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該廃止団体との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該金額を受け入れ

るものとする。

2 機構が、前項の受入れをした場合において、当該受け入れた金額(以下この条において「受入金額」という。)のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を超えることができない。

3 受入金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。)

二 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該受入金額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、当該退職金共済に関する契約に係る従業員を被共済者とする退職金共済契約を当該廃止団体が退職金共済事業を廃止する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の受入れがなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により算定した退職金の額に、当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該受入金額）を加算した額とする。

8 第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9 第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項（第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に政令

で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

#### （退職金）

第四十三条 機構は、被共済者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る特定業種掛金納付月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつた全ての日数（その者が既に退職金の支給を受けたことがある者である場合においては、その退職金の額の算定の基礎となつた日数を除く。）を当該特定業種に従事する者の就労状況を考慮して政令で定める方法により月数に換算したものをいう。以下同じ。）に依りて、退職金を支給する。ただし、特定業種掛金納付月数が二十四月（被共済者が第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月）に満たないときは、この限りでない。

一 死亡したとき。

二 退職した後再び被共済者となることなくして次のいずれかに該当するとき。

イ 死亡したとき。

ロ 負傷又は疾病により当該特定業種に属する事業に従事することができない者となつたとき。

ハ 当該特定業種に属する事業の事業主でない事業主に雇用されるに至つたとき、その他厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。

三 前号ロ又はハに該当した後退職したとき。

2 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき（前条第二項ただし書の承認があつた場合を除く。）又は当該特定業種に属する事業の事業主でなくなつたときは、前項第二号又は第三号の規定の適用については、当該被共済者は、退職したものと

みなす。

3 被共済者がその者を現に雇用する事業主に期間を定めずに雇用されるに至つたときは、その者は、第一項第二号ハに該当したものとみなす。

4 被共済者が第一項第一号又は第二号イに該当したことによる退職金は、当該死亡者の遺族に支給する。

5 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十条第二項の退職金の額の算定の方法その他の事情を勘案して、特定業種ごとに、政令で定める。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第四十六条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金の総額がこれを超える場合(第五十一条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。)又は第四十三条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額)を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となり、かつ、その者から甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済

者の責めに帰すべき事由又はその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めたととき。

二 (略)

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、甲特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数が乙特定業種に係るその者の特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月(その者が第四十三条第一項第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月)以上となる者及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者に関しては、前項の繰入れがあつた後に行われる退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金に係る特定業種掛金納付月数の算定方法その他退職金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第五十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合(第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。)又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額)を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十四条第一項の

規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

一 退職金共済契約の被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者から掛金納付月数をその者に係る特定業種掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出があつた場合において、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由又はその都合(厚生労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)によるものでないと厚生労働大臣が認めたととき。

## 二 (略)

2 前項の繰入れがあつたときは、その者について、その者に係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付があつたものとみなす。この場合において、掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数が二十四月(その者が第四十三条第一項第一号若しくは第二号イに該当するとき、又は特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約の被共済者であるときは、十二月)以上となる者及び当該繰り入れた金額から当該加えた月数に係る金額として政令で定める金額を控除した残余の額を有する者に関して前項の繰入れがあつた後に行われる特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給については、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 前項の規定により納付があつたものとみなされる掛金に係る特定業種掛金納付月数の算定方法その他前二項の規定の適用がある場合における退職金等の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

4 特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の取扱いについては、前三項の例による。この場合において、第一項中「退職したものとみなした場合」とあるのは、「第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合(同条第三項の規定により、同号ハに該当し

## (余裕金の運用の特例)

第七十七条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託(運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。)であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。))については、厚生労働大臣の指定するものに限る。)

四 厚生労働大臣の指定する不動産の取得

五 被共済者を被保険者とする生命保険(特定業種余裕金以外の退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第四十三条第一項各号(同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込み

## 六 財政融資資金への預託

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産(金銭及び同項第一号に規定

する有価証券を除く。)は、直ちに、同項第三号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

4 機構の退職金共済業務については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

5 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができる。

(余裕金の運用に関する基本方針等)

第七十八条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律(これに基づく命令を含む。)その他の法令に反するものであつてはならない。

3 (略)

○中小企業退職金共済法施行令(昭和三十九年政令第百八十八号)  
(抄)

(特定業種退職金共済契約による退職金の額)

第十条 法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数(特定業種掛金月額(掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。以下同じ。))を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数(この月数の算定については、同条の例による。)をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額を合算して得た額

二 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に依り、別表第五から別表第七までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者(法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者)が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)

(被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額、通算月数等)

第十一条 法第四十六条第一項の規定により、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合において、独立行政

法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が甲特定業種に係る勘定から乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならぬ金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した乙特定業種に係る特定業種掛金月額（以下この条において「移動時特定業種掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月額」という。）が二十四未満である場合 移動時特定業種掛金月額に被通算限度月額（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月額（以下次項までにおいて「甲特定業種掛金納付月額」という。）に相当する数を超える場合には、当該甲特定業種掛金納付月額に相当する数とする。）を乗じて得た額

二 被通算限度月額が二十四以上であり、かつ、甲特定業種掛金納付月額が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額に当該甲特定業種掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月額が二十四以上であり、かつ、甲特定業種掛金納付月額が二十四月以上である場合 移動時特定業種掛金月額に基づき前条の規定を適用した場合に各特定業種掛金納付月額（甲特定業種掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。）に得られる乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2 前項の繰入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 甲特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額

二 甲特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第四十六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

ロ 法第四十六条第一項第二号に掲げる場合 甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において法第四十三条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

3 機構は、前項第二号に掲げる場合において、繰入金額が同号に定める額に満たないときは、その差額を法第四十六条第一項第一号の規定による申出をした者又は同項第二号の規定による申出に係る者に支給するものとする。

4 法第四十六条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する前条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 繰入金額を移動時特定業種掛金月額で除して得た数に相当する月数

二 第一項第三号に掲げる場合 繰入金額の算定の基礎とされた乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき退職金の額に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数

5 法第四十六条第二項 後段に規定する者の前項の規定により通算された後の特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合における退職金の額は、前条の規定にかかわらず、繰入金額に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付され

た掛金（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。）の総額を加算して得た額とする。

（特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額及び通算月数）

第十二条 法第五十三条の政令で定める金額は、別表第八等（別表第五に係る特定業種にあつては別表第八、別表第六に係る特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十をいう。以下この条において同じ。）の上欄に定めるいずれかの金額に特定業種退職金共済契約の効力が生じた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た額と同額の金額とし、同項の政令で定める月数は、納付された金額の算定の基礎となつた別表第八等の上欄に定める金額に対応する別表第八等の下欄に定める月数とする。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合の繰入金額、通算月数等）

第十三条 法第五十五条第一項の規定により機構が一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならぬ金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額（以下この条において「移動時特定業種掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が二十四未満である場合 移動時特定業種掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の掛金納付月

数に相当する数を超える場合には、当該掛金納付月数に相当する数とする。）を乗じて得た額

二 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、当該被共済者の掛金納付月数が二十四月未満である場合 移動時特定業種掛金月額に当該掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が二十四以上であり、かつ、当該被共済者の掛金納付月数が二十四月以上である場合 移動時特定業種掛金月額に基づき第十条の規定を適用した場合に各特定業種掛金納付月数（当該被共済者の掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。）ごとに得られる退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2 前項の繰入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 掛金納付月数が二十四月未満である場合 退職金共済契約に基づき納付された掛金及び過去勤務掛金の総額

二 掛金納付月数が二十四月以上である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第五十五条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

ロ 法第五十五条第一項第二号に掲げる場合 退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

3 機構は、繰入金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、その差額を法第五十五条第一項第一号の規定による申出をした者又は同項第二号の規定による申出に係る者に支給するものとする。

一 法第五十五条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する被共済者に支給すべき退職金の額に相当する額

二 法第五十五条第一項第二号に掲げる場合 退職金共済契

約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にはその者に支給すべきこととなる退職金の額に相当する額

4 法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 繰入金額を移動時特定業種掛金月額で除して得た数に相当する月数

二 第一項第三号に掲げる場合 繰入金額の算定の基礎とされた特定業種退職金共済契約に基づく退職金の額に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数

5 法第五十五条第二項後段に規定する者の前項の規定により通算された後の特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合における退職金の額は、第十条の規定にかかわらず、繰入金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第五十五条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。）の総額を加算して得た額とする。

（特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合の繰入金額、通算月数等）

第十四条 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により機構が特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に繰り入れなければならない金額（以下この条において「繰入金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 繰入限度額を退職金共済契約の効力が生じた日における当

該被共済者に係る掛金月額（以下この条において「移動時掛金月額」という。）で除して得た数（以下この項において「被通算限度月数」という。）が三十一未満である場合 移動時掛金月額に被通算限度月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その数が当該被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する数を超える場合には、当該特定業種掛金納付月数に相当する数とする。）を乗じて得た額

二 被通算限度月数が三十一以上であり、かつ、当該被共済者の特定業種掛金納付月数が三十一月未満である場合 移動時掛金月額に当該特定業種掛金納付月数を乗じて得た額

三 被通算限度月数が三十一以上であり、かつ、当該被共済者の特定業種掛金納付月数が三十一月以上である場合 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から三十一月又は三十一月に十二月の整数倍の月数を加えた月数（当該被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する月数以下の月数に限る。以下第三項までにおいて「算定基礎月数」という。）分さかのぼつた月において同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が移動時掛金月額に相当する額の掛金月額により納付され、かつ、現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月に退職したものとみなして法第十条第二項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に各算定基礎月数ごとに得られる退職金の額のうち、繰入限度額の範囲内で、繰入限度額に最も近いものと同額の金額

2 前項の繰入限度額は、特定業種退職金共済契約及び退職金共済契約を、それぞれ、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約及び乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約とみなして第十一条第二項各号の規定を適用した場合に得られる当該各号に

定める額とする。

3 第一項第三号の規定により法第十条第二項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に各算定基礎月数ごとに得られる退職金の額を算定する場合において、みなし加入日が平成三年四月一日前の日であるときは、同項第三号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

4 機構は、第一項の繰入れに係る被共済者の特定業種掛金納付月数が二十四月以上である場合において、繰入金額が第二項に規定する繰入限度額に満たないときは、その差額を当該被共済者に支給するものとする。

5 法第五十五条第四項に規定する退職金共済契約の被共済者（以下「移動被共済者」という。）のうち、特定業種掛金納付月数に掛金納付月数（同項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金（第八項において「みなし納付掛金」という。）に係る掛金納付月数を除く。）を加えた月数（第八項において「合算月数」という。）が十二月以上となる者に関しては、法第十条第一項ただし書（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 移動被共済者に対する法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該各号に定める日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が移動時掛金月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなす。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる場合 現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から繰入金額を移動時掛金月額で除して得た数に相当する月数分さかのぼつた月において

同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日）

二 第一項第三号に掲げる場合 みなし加入日のうち繰入金額の算定の基礎となつた日

7 前項第二号に定める日が平成三年四月一日前の日である移動被共済者に対する法第十条第二項第三号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号口中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

8 掛金納付月数（みなし納付掛金に係る掛金納付月数を含む。）が二十四月未満である移動被共済者に係る退職金及び解約手当金の額は、法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 合算月数が二十四月未満である場合 移動時掛金月額を掛金月額とし、合算月数を区分掛金納付月数として、法第十条第二項第一号の規定を適用した場合に得られる額（その額が繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金（みなし納付掛金を除く。次号において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）

二 合算月数が二十四月以上である場合 繰入金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額を加算して得た額

○中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）（抄）

（契約の申込み）

第四条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した退職金共済契約申込書を、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が法第七十二条第一項の規定により法第七十条に規定する業務を委託した金融機関又は事業主の団体（以下それぞれ「受託金融機関」又は「受託事業主団体」という。）に提出してしなければならない。

一 申込者の氏名又は名称及び住所並びに当該申込者が同居の親族のみを雇用する者である場合にあつては、その旨

二 主たる事業の内容

三 従業員数、常時雇用する従業員数及び現に被共済者である者の数

四 資本金の額又は出資の総額

五 当該共済契約の被共済者となる者の氏名及び掛金月額並び

にその者が申込者の同居の親族である場合にあつては、その旨  
2・3 （略）

（法第十条第四項の算定した額）

第十七条 法第十条第四項の当該年度の前年度の運用収入のうち同条第二項第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第五十二号）第十二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

（加入促進のための掛金負担軽減措置）

第四十五条 法第二十三条第一項の規定により共済契約の申込みを促進するために減額することができるとする額は、新たに共済契約の申込みをする中小企業者（共済契約を締結したことのある中小企業者で、同項の規定に基づき共済契約の申込みを促進するための掛金の減額の措置が講ぜられたことのあるもの、社会福祉施設職員等退職手当共済法第二十九条第九項に規定する退職手当共済契約を締結している中小企業者及び同居の親族のみを雇用する中小企業者を除く。）が共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して、四月を経過する月（以下この条及び次条において「助成開始月」という。）から十五月を経過する月（その月以前に当該共済契約の共済契約者が中小企業者でない事業主又は同居の親族のみを雇用する共済契約者となつたときは、当該中小企業者でない事業主又は当該同居の親族のみを雇用する共済契約者となつた月の前月）までの期間（以下この条において「助成期間」という。）の各月分として納付する掛金（共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して十五月を経過する月までの期間中に当該事業主に新たに雇用され、被共済者となつた労働者について納付される掛金にあつては、当該被共済者に係る共済契約の効力が生じた日の属する月（その月が助成開始月前の月であるときは、助成開始月）から当該助成期間が満了するまでの期間の各月分として納付されるものに限る。）について、当該掛金の月額（その額が共済契約の効力が生じた日の属する月における掛金月額を超えるときは、当該超える額を差し引いた額）に二分の一を乗じて得た額（その額が五千円を超えるときは、五千円）とする。ただし、当該掛金の月額が四千円以下の場合における当該減額することができるとする額は、次の各号に掲げる掛金月額の区分に応じ、本文に規定する額に当該各号に定める額を合算して得た額とする。

一 二千円 三百円

- 二 三千元 四百円
- 三 四千元 五百円

(掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置)

第四十六条 法第二十三条第一項の規定により掛金月額の増加の申込みを促進するために減額することができる額は、共済契約の掛金月額の増加の申込み(増加前の掛金月額が二万円未満である場合に限る。)をする共済契約者(同居の親族のみを雇用する共済契約者を除く。)が掛金月額の増加を行う月(その月が助成開始月前の月であるときは、助成開始月)から十二月を経過する月(その月以前に当該共済契約者が中小企業者でない事業主又は同居の親族のみを雇用する共済契約者となつたときは、当該中小企業者でない事業主又は当該同居の親族のみを雇用する共済契約者となつた月の前月)までの期間(当該期間の途中において当該共済契約者が掛金月額の変更を行った場合には、当該掛金月額の変更を行った月の前月までの期間)の各月分として納付する掛金について、当該掛金の月額のうち当該掛金月額の増加を行った月前に当該共済契約者が納付した掛金の月額の最高額を超える額に三分の一を乗じて得た額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(被共済者が退職した場合の届出)

第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してしなければならない。

- 一 共済契約者の氏名又は名称
- 二 被共済者の氏名及び住所
- 三 被共済者の退職の年月日

2・3 (略)

○ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)(抄)

(特定退職金共済団体の要件)

第七十三条 前条第三項第一号に規定する特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村(特別区を含む。)、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、その行う退職金共済事業につき次に掲げる要件を備えているものとして税務署長の承認を受けたものをいう。

- 一 多数の事業主を対象として退職金共済契約(事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給すること(第八号イに規定する退職金に相当する額又は同号ハに規定する退職給付金に相当する額の引渡しを含む。)を約する契約をいう。以下この款において同じ。)を締結することを目的とし、かつ、加入事業主(退職金共済契約を締結した事業主をいう。以下この款において同じ。)のみがその掛金(第七号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛金を含む。第四号、第五号及び第九号において同じ。)を負担すること。

二 被共済者(退職金共済契約に基づいて退職給付金の支給を受けるべき者をいう。以下この款において同じ。)のうちに他の特定退職金共済団体の被共済者を含まないこと。

三 被共済者のうちに加入事業主である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は加入事業主である法人の役員(法人税法第三十四条第五項(使用人としての職務を有する役員)の意義)に規定する使用人としての職務を有する役員を除く。)を含まないこと。

四 掛金として払い込まれた金額(中小企業退職金共済法第三十一条第一項(退職金相当額の引渡し等)の規定によりその

引渡しを受けた金額及び第八号ハの規定によりその引渡しを受けた金額並びにこれらの運用による利益を含む。次号において同じ。は、加入事業主に返還しないこと。

五 掛金として払い込まれた金額から退職金共済事業を行う団体の事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額（へにおいて「資産総額」という。）は、次に掲げる資産として運用し、かつ、これらの資産を担保に供し又は貸し付けないこと。

イホ （略）

六 掛金の月額は、被共済者一人につき三万円以下であること。

七 （略）

八 被共済者が退職をした場合において、当該被共済者（当該退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者に限る。）が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定めるところによること。

イ 当該被共済者が、中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の規定により、同項の申出をした場合 同項に規定する契約で定めるところによつて当該被共済者に係る同項に規定する退職金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡すこと。

ロ 当該被共済者が、中小企業退職金共済法第三十一条第一項（退職金相当額の引渡し等）の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する退職金に相当する額の引渡しを受けて被共済者となつた者である場合 当該被共済者の当該退職について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該退職金に相当する額を含むものであること。

ハ 他の特定退職金共済団体との間で、その退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者（当該退職をした者に限る。）が申し出たときは当該被共済者に係る当該退職給付金に相当する額を当該他の

特定退職金共済団体に引き渡すことその他財務省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該被共済者が当該退職後財務省令で定める期間内に、当該退職給付金を請求しないで当該他の特定退職金共済団体の被共済者となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をした場合 当該契約で定めるところによつて当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すこと。

二 当該被共済者が、ハに定めるところにより当該被共済者に係る特定退職金共済団体以外の特定退職金共済団体からハに規定する退職給付金に相当する額の引渡しを受けて被共済者となつた者である場合 当該被共済者の当該退職について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該引渡しを受けた当該退職給付金に相当する額が含まれるものであること。

ホ 当該被共済者が、当該退職後財務省令で定める期間内に、当該退職給付金（以下この号において「引継退職給付金」という。）を請求しないで他の加入事業主（当該被共済者に係る特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した事業主に限る。）に係る被共済者となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をした場合 当該被共済者の退職（当該他の加入事業主との雇用関係が終了する場合に限る。）について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該引継退職給付金に相当する額を含むものであること。

九 掛金の額又は退職給付金の額について、加入事業主又は被共済者のうち特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。

十 退職金共済事業に関する経理は、他の経理と区分して行うこと。

2 前項に規定する一般社団法人又は一般財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第六十六条第一項（移行の登記）（同法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第三百三十一条第一項（認可の取消し）の規定により同法第四十五条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。）以外のものにあつては、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

一 その定款に前項第十号の退職金共済事業に関する経理にす  
る書類をその主たる事務所に備え置く旨並びに加入事業主及  
び被共済者が当該書類を閲覧できる旨の定めがあること。

二 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権  
利を与える旨の定めがないこと。

三 その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は  
団体（国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財  
団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまで  
（公益認定の基準）に掲げる法人又はその目的と類似の目的を  
有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰  
属する旨の定めがないこと。

四 前三号及び次号に掲げる要件のすべてに該当していた期間  
において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法  
（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与える  
ことを決定し、又は与えたことがないこと。

五 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親  
等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関  
係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める  
割合が、三分の一以下であること。

3 財務大臣は、第一項の指定をしたときは、これを告示する。

（特定退職金共済団体の承認）

第七十四条 前条第一項の法人は、その行う退職金共済事業につ  
き同項の承認を受けようとするときは、財務省令で定める事項  
を記載した申請書に退職金共済規程並びに一般社団法人及び一  
般財団法人にあつては定款の写しを添付し、これを当該法人の  
主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。  
い。

2 前項の退職金共済規程は、その退職金共済事業が前条第一項  
各号に掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要な  
事項につき規定したものでなければならない。

3 税務署長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、  
これに添付された退職金共済規程が前条第一項各号に掲げる要  
件のすべてに該当しているときは、その申請を承認するものと  
する。ただし、その申請をした法人が次条の規定による承認の  
取消しの通知を受けた日以後一年以内に当該申請書を提出した  
場合は、この限りでない。

4 税務署長は、前項の規定による承認又は却下の処分をするこ  
ときは、第一項の申請書を提出した法人に対し、書面によりその  
旨を通知する。

5 前条第一項に規定する特定退職金共済団体（以下この款にお  
いて「特定退職金共済団体」という。）は、第三項の規定による  
承認を受けた退職金共済規程のうち同条第一項各号に掲げる要  
件に係る事項の変更（同項第七号に規定する過去勤務期間又は  
合併等前勤務期間を退職給付金の額の計算の基礎に含めること  
とする変更を含む。以下この条及び次条第一項第一号において  
同じ。）をしようとするときは、その変更について第一項の税務  
署長の承認を受けなければならない。

6 第一項、第二項、第三項本文及び第四項の規定は、前項に規

定する変更に係る承認について準用する。

(特定退職金共済団体の承認の取消し)

第七十五条 税務署長は、特定退職金共済団体につき次に掲げる事実があると認めるときは、前条第三項本文の規定による承認を取り消すことができる。

一 当該特定退職金共済団体の退職金共済規程のうち第七十二条第一項各号(特定退職金共済団体の要件)に掲げる要件に係る事項について前条第五項の規定による承認を受けないで変更をしたこと。

二 当該特定退職金共済団体の退職金共済事業につき第七十二条第一項第一号、第四号、第五号、第九号又は第十号に掲げる要件に反する事実があること。

三 当該特定退職金共済団体のすべての被共済者につき第七十条第一項第二号、第三号又は第六号から第八号までに掲げる要件に反する事実があること。

2 税務署長は、前項の規定による承認の取消しの処分をするときは、同項の特定退職金共済団体に対し、書面によりその旨を通知する。